

報道関係各位

件 名 令和6年度からスタートする計画について

1 第4次はんのうふくしの森プラン（第4次飯能市地域福祉計画・第5次飯能市地域福祉活動計画）について

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するため、ふだんの暮らしの中でのつながりや支え合いを基本に、市民の誰もが誰かの「笑顔のもと」となり、生きがいを感じられる孤立のない地域づくりを市民、社会福祉協議会及び市の協働、そして包括的支援体制の整備により推進していくため、第4次はんのうふくしの森プラン（第4次飯能市地域福祉計画・第5次飯能市地域福祉活動計画）を策定します。

担当者 地域・生活福祉課長 竹井 伸次
連絡先 TEL042-986-5081（直通）

2 第5次飯能市障害者計画、第7期飯能市障害福祉計画、第3期飯能市障害児福祉計画について

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するにあたり、国の法制度等の動向を踏まえ、障害のある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的に推進するため、第5次飯能市障害者計画、第7期飯能市障害福祉計画、第3期飯能市障害児福祉計画を策定します。

担当者 障害福祉課長 浅見 礼子
連絡先 TEL042-986-5072（直通）

3 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画（第9期計画）について

第9期計画では、計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎えることから、今までの事業実施の成果を評価し、さらに全国的に85歳以上

人口がピークを迎える令和 22 年を見据えて、地域共生社会の実現、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化などに取り組む地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、介護保険制度の持続可能性の確保のため、給付に見合った介護保険料率を設定し、給付と負担とのバランスを図ることとしています。また、新たに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を包含して策定します。

担当者 福祉子ども部参事兼介護福祉課長
関根 浩司
連絡先 Tel042-973-2118（直通）

4 第3次飯能市健康のまちづくり計画（第4次飯能市健康増進計画・第3次飯能市食育推進計画）について

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するにあたり、国の施策や市民を取り巻く状況等を踏まえ、市民による主体的な取組を促進するとともに、家庭、地域、職場、学校など、誰もが身近な生活の場の中で健康づくりに取り組む社会的な環境整備を推進するため、「第3次飯能市健康のまちづくり計画（第4次飯能市健康増進計画・第3次飯能市食育推進計画）」を策定します。

担当者 健康推進部参事兼健康づくり支援課長
生井 隆
連絡先 Tel042-974-3488（直通）

5 第2次飯能市自殺対策計画について

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するにあたり、国の施策や本市における自殺の実情等を踏まえ、子ども・若者世代から高齢者世代まで「誰も自殺に追い込まれることのない飯能市の実現」を目指し、多様な分野の関係機関・団体、企業、学校等と連携して自殺対策を推進するため「第2次飯能市自殺対策計画」を策定します。

担当者 健康推進部参事兼健康づくり支援課長
生井 隆
連絡先 Tel042-974-3488（直通）

第4次はんのうふくしの森プラン（第4次飯能市地域福祉計画・第5次飯能市地域福祉活動計画）について

1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するため、令和6年度からの次期計画として、本市の地域の実状に合わせた様々な助け合いの活動を進め、ふだんの暮らしの中でのつながりや支え合いを基本に、市民の誰もが誰かの「笑顔のもと」となり、生きがいを感じられる孤立のない地域づくりを市民、社会福祉協議会及び市の協働、そして包括的支援体制の整備によりさらに進めていくため、社会福祉法の趣旨に基づき策定するものです。

2 計画の期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

3 計画の概要

（1）基本理念

新たなつながりと支え合いが育む だんの らしの あわせ

（2）基本目標

基本目標1 【交】交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう

基本目標2 【支】支え合いの仕組みをつくろう

基本目標3 【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

（3）重点取組

【地域福祉計画における重点取組】

どんな困りごとにも受け止めつながる支援体制づくり（包括的支援体制の整備）

【地域福祉活動計画における重点取組】

重点取組1 相談支援体制の充実

重点取組2 多様な地域づくりの推進

第5次飯能市障害者計画、第7期飯能市障害福祉計画、 第3期飯能市障害児福祉計画について

1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するにあたり、国の法制度等の動向を踏まえ、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、障害のある人の自立及び社会参加の支援のための施策について本市の実情に合わせた相談支援、地域生活支援、就労支援、意思決定支援等の権利擁護支援、地域の相談支援体制の整備など様々な支援を推進するため、障害者基本法に基づき策定する障害者計画、障害者総合支援法に基づき策定する障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

2 計画期間

- (1) 第5次飯能市障害者計画 令和6年度から令和11年度まで（6年間）
- (2) 第7期飯能市障害福祉計画 令和6年度から令和8年度まで（3年間）
- (3) 第3期飯能市障害児福祉計画 令和6年度から令和8年度まで（3年間）

3 計画の概要

○基本理念

誰もがお互いを尊重し合い 笑顔いっぱい共に輝いて生きるまち はんのう

(1) 第5次飯能市障害者計画

○基本目標

- 基本目標1 福祉意識の醸成と地域の福祉力の向上
- 基本目標2 障害者差別の解消と権利擁護の推進
- 基本目標3 地域の相談支援体制と生活支援の充実
- 基本目標4 共に学び育つ保育・療育・教育の充実
- 基本目標5 保健・医療の充実
- 基本目標6 多様な就労への支援
- 基本目標7 文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援
- 基本目標8 安心・安全で住みよいまちづくりの推進

(2) 第7期飯能市障害福祉計画

○成果目標

- 成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標3 地域生活支援の充実
- 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標5 相談支援体制の充実・強化等
- 成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(3) 第3期飯能市障害児福祉計画

○成果目標

- 成果目標1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 成果目標2 主に重症心身障害のあるこどもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 成果目標3 医療的ケアを要するこどもを対象にした支援のための関係機関の協議の場の充実及びコーディネーターの配置

飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画（第9期計画）について

1 計画策定の趣旨

現行計画が令和5年度をもって終了するため、令和6年度からの次期計画として、これまでの事業実施の成果を評価し、本市の介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを深化・推進していくため策定するものです。

第9期計画では、新たに、地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を包含して策定することとします。

2 計画の期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

3 計画の概要

（1）基本理念

いつまでも 住み慣れた地域で 誰もが 安心して 暮らせるまち

（2）基本目標

- 基本目標 1 在宅医療・介護の連携
- 基本目標 2 認知症施策の推進（飯能市認知症施策推進計画）
- 基本目標 3 自立支援・介護予防・重度化防止の推進
- 基本目標 4 日常生活を支援する体制の強化
- 基本目標 5 社会参加、生きがいある地域づくりの推進
- 基本目標 6 権利擁護施策の推進
- 基本目標 7 防災及び感染症対策の推進

第3次飯能市健康のまちづくり計画（第4次飯能市健康増進計画・第3次飯能市食育推進計画）について

1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するにあたり、国の施策や市民を取り巻く状況等を踏まえ、市民による主体的な取組を促進するとともに、家庭、地域、職場、学校など、誰もが身近な生活の場の中で健康づくりに取り組む社会的な環境整備を推進するため、「第3次飯能市健康のまちづくり計画（第4次飯能市健康増進計画・第3次飯能市食育推進計画）」を策定します。

2 計画の期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度まで（6年間）

3 計画の概要

（1）基本理念

「誰もが健康に暮らせる しあわせのまち はんのう」

（2）基本目標

- ① 健康寿命の延伸
- ② 健康格差の縮小

（3）基本方針

- ① 誰もが楽しく無理なく健康が身につく環境をつくる
- ② 健康な生活習慣が定着し、生活の場で継続される健康のまちをつくる
- ③ 人と人との絆により、食事の喜びや楽しさを知る食育の実現

（4）重点施策

- ① ウォーキングからはじめる健康づくり
- ② 職場での健康づくり（地域・職域連携の推進）

第2次飯能市自殺対策計画について

1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了するにあたり、国の施策や本市における自殺の実情等を踏まえ、子ども・若者世代から高齢者世代まで「誰も自殺に追い込まれることのない飯能市の実現」を目指し、多様な分野の関係機関、団体、企業、学校等と連携して自殺対策を推進するため、「第2次飯能市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度まで（6年間）

3 計画の概要

（1）基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない飯能市の実現」

（2）基本方針

「誰も失敗や困難に陥ることがあることを理解し、
様々な生きづらさをサポートする社会の仕組みを構築する」

（3）基本施策と重点施策

1 基本施策

- i 地域におけるネットワークの強化
- ii 自殺対策を支える人材の育成
- iii 市民への啓発と周知
- iv 自殺防止のための支援

2 重点施策

- I 高齢者への支援
- II 生活困窮者への支援
- III 勤務・経営者への支援
- IV 女性への支援
- V 子ども・若者への支援